特 殊 排 水 協 定 書

新津郷土地改良区が管理する水路に、特殊排水を最終放流することについて、使用者　　（以下『甲』という。）と管理者　新津郷土地改良区　理事長　仲川吉栄（以下『乙』という。）は、新津郷土地改良区定款及び水路使用規定に基づき下記の通り協定する。

記

第１条　　甲は乙の管理する水路に、特殊排水を最終放流するため乙の規定により次の使用料を負担するものとする。

手数料　　１，１００円
使用料　年額　　，　　円

第２条　　前条による使用料は、別途乙の請求により甲が乙に前納するものとする。

以上の協定の証しとして、この協定書２通を作成し、甲、乙、各々記名押印し各自１通ずつ保有する。

令和　　年　　月　　日

住　所
（甲）
氏　名　　印

新潟市新津４５４０番地
（乙）　新津郷土地改良区
理事長　仲川　吉栄